

平成 28 年度 富士市環境配慮契約方針

1 目的

「富士市地球温暖化対策実行計画（事務事業編第二期計画）」（以下「第二期計画」という。）に基づき、製品やサービスの調達に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、価格だけでなく環境負荷に配慮した契約の推進を目的とする。

2 対象とする契約の種類

第二期計画において定める「富士市環境配慮契約基本方針」に基づき、以下の契約を対象とする。

- （1）電気の供給を受ける契約
- （2）自動車の購入及び賃貸借に係る契約
- （3）省エネルギー改修事業（ESCO）に係る契約

3 契約方式

対象とする契約を締結する際には、以下の内容を踏まえて入札を行う。

（1）電気の供給を受ける契約について

①基本的考え方

電気の供給を受ける契約（以下「電力の契約」という。）における基本的な考え方を以下に示す。なお、対象は高压の施設とする。

- ・温室効果ガス排出量削減の観点から、価格だけでなく、各事業者の排出係数も考慮した入札を実施する。
- ・事業者間の競争を不当に阻害しないことについて配慮する。

②契約方式

入札方法の詳細については、「電力の単価契約における総合評価方式入札の落札者決定基準」において定めることとする。

(2) 自動車の購入及び賃貸借に係る契約について

① 基本的考え方

自動車の購入及び賃貸借（以下「購入等」という。）に係る契約における基本的な考え方は以下のとおり。

- ・初期費用のみを考慮した調達を行うのではなく、燃料使用に伴う温室効果ガスの排出量や、燃料費の支出等についても適切に判断し購入等を行う。
- ・環境負荷低減の観点から、ガソリン自動車の購入にあたっては、排出ガス基準を考慮する。また、電気自動車、ハイブリッド自動車の購入等についても検討する。

② 契約方式

入札にあたっては、「富士市グリーン購入方針」の判断の基準を満たすこと。

(3) 省エネルギー改修事業（ESCO）に係る契約について

① 基本的考え方

公共施設からの温室効果ガス排出量を抑制するため、民間活力を活用した省エネルギー改修事業を推進する。

② 契約方式

「富士市役所 ESCO 推進方針」に基づき、設備機器の更新や改修時には、ESCO 事業の実施について検討を行う。

4 方針の見直し

国の地球温暖化対策の中長期計画や、第二期計画の点検、評価結果を踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行う。ただし、「電力の単価契約における総合評価方式入札の落札者決定基準」については、公正な競争の確保の観点から、前年度実績等を基に毎年度見直しを行い、内容について富士市環境政策推進委員会及び有識者 2 名以上の承認を得ることとする。